

## 令和 8 年度発掘調査掘削業務委託仕様書

1 件 名 令和 8 年度発掘調査掘削業務委託

2 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 業務場所 南相馬市内

### 4 業務の体制

- (1) 現場責任者は、行政等又は埋蔵文化財調査組織での職務経歴が 10 年以上あると共に、埋蔵文化財発掘調査現場において現場責任者又は同等の業務に通算 5 件以上携わった経験を有し、かつ受託者が継続して雇用する職員とする。受託者は現場責任者を決定し、実績等を証左する書類と共にあらかじめ委託者に届け出た上で許可を得るものとする。
- (2) 現場責任者は委託者の必要に応じて作業工程を立案し、委託者の了解を得た上で作業を実施する。
- (3) 現場責任者は下記 5、7 及び 8 の作業について、委託者、オペレーター及び作業員の安全を確保し、第三者への損害を予防するとともに、オペレーター及び作業員を指揮監督し、施工状況を確認した上で委託者に報告する。
- (4) 委託者は、現場責任者が上記作業に堪えないと判断した場合は、受託者に現場責任者の交代を申し入れることができ、受託者は申し入れに応じ速やかに現場責任者を交代し遅滞なく業務を遂行できる体制を取るものとする。

### 5 業務概要

- (1) 遺跡及び遺跡推定地を対象に、遺跡の範囲及び深さを明らかにするための調査において、重機及び人力でトレンチ掘削作業を行う。
- (2) トレンチの大きさは、縦 2 m×横 1 0 m×深さ 1 mを基本とする。
- (3) トレンチの位置や深さは委託者の指示による。
- (4) 掘削業務は、月曜日から金曜日までの間に行う。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、雨天等により委託者が掘削業務をできないと判断した日、その他委託者が指定した日は掘削業務を行わない。
- (5) 掘削業務時間  
原則 9 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0 (1 時間の休憩を含む)  
雨天等により委託者が掘削業務を実施できないと判断した場合、委託者は、当日の 7 : 0 0 までに受託者へ電話又はファックスにて連絡する。掘削業務時間の中で掘削業務を中止する場合は、委託者は速やかに受託者に連絡する。

### 6 安全確保

- (1) 受託者は、掘削業務及び重機等の移動中における事故に関し、委託者に重大な瑕疵や過失がない限り、安全管理上の責任を負い、事故が生じた場合の諸費用を負担する。

(2) 受託者は、作業開始前に整備点検を実施する。

## 7 重機等を用いた作業

(1) バックホウを使用する。バックホウはオペレーター付きとし、バケットは0.2 m<sup>3</sup>や0.45 m<sup>3</sup> (ツメ隠し付き)、法面バケット等とし、掘削業務箇所状況に応じて使い分ける。

バックホウは1日あたり1台で稼働することを基本とする。

(2) 現場責任者の指示により、埋蔵文化財が確認できる深度まで薄く平滑に繰り返し掘り下げ、壁を垂直に立てながら、トレンチを升状に仕上げる。

(3) 委託者が記録を作成したトレンチはバックホウにより埋め戻す。

(記録の作成は南相馬市教育委員会文化財課が行う。)

(4) オペレーターは、作業開始前に保有する免許を委託者に提示する。委託者は、オペレーターが上記作業に堪えないと判断した場合は、受託者にオペレーターの交代を申し入れることができ、受託者は申し入れに応じ速やかにオペレーターを交代する。

(5) 作業及び移動に際しては、必要に応じてカラーコーン・敷鉄板等を用い、委託者、オペレーター及び作業員の安全を確保し、第三者への損害を予防する。

(6) バックホウの移動は、掘削業務箇所内での移動は自走とし、それ以外は搬送とする。

(7) バックホウは諸経費、オペレーターの人件費相当額及び燃料費一切の費用を含む。

## 8 人力による作業

(1) 1か所の試掘・確認調査現場につき1日あたり作業員4名体制を基本とする。

(2) 人力による掘削業務は、以下を基本とする。

①重機による作業が困難な試掘・確認調査現場におけるトレンチの掘削及び埋め戻し(トレンチの大きさは上記5(2)の規定に関わらず、委託者の指示による)

②重機掘削後の土層断面及び遺跡を確認できる土層面等の精査

③遺物包含層及び遺構等の掘り下げ

④トレンチ埋め戻しに伴う補助的作業

⑤遺物(土器や石器など)発見時の委託者への報告及び処理

⑥トレンチ内の湧水の汲み取り

(3) 受託者は作業に使用する道具(移植ゴテ、箕、スコップ、三角ホー、昇降用ステップ等)を準備するものとする。

(4) トレンチ内の湧水の汲み取りにおいて、委託者が必要と認めたときは、発電機(100V/15A)及び水中ポンプ(2インチ)を使用する。発電機は燃料費込みとする。

## 9 その他試掘・確認調査に必要な作業

(1) 委託者の必要に応じ、草刈機による草刈りを行う。草刈りは草刈機(燃料込)を借上げたうえで作業員が実施する。

(2) 移動式トイレを掘削業務箇所等に設置する。移動式トイレは、軽トラック荷台に積載し、常時移動可能なものとする。搬送代、汲み取り代込みとする。

(3) 安全確保、第三者への損害防止のために必要な場合は、敷鉄板(1.5×6m)を使用す

るものとし、現場の状況に応じて使用枚数を決定する。

10 予定内容及び数量

(1) 別紙1のとおり。

(2) 別紙1で示した予定内容及び数量は、事業進捗に応じて増減、変更があるものとする。

11 支払方法

(1) 10で示した予定内容及び数量に基づき積算した単価の合計金額の総価契約とし、業務終了後に実績に基づき精算するものとする。

12 その他

(1) 南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

## 令和8年度発掘調査掘削業務委託 設計書

内容	単位	単価	員数	金額	備考	条件等
バックホー0.45	日/台		4		重機オペ・燃料費含む	4日×1遺跡
バックホー0.45搬送	回		2			往路・復路(2回)×1遺跡
バックホー0.2	日/台		11		重機オペ・燃料費含む	1日×5遺跡 3日×2遺跡
バックホー0.2搬送	回		14			往路・復路(2回)×7遺跡
仮設トイレ	月/台		8		設置撤去含む	1台×8遺跡
草刈り機	日/台		8		燃料費含む	2台×2日×2遺跡
リースワンボックス	月		10		燃料費含む	R8.4月～R9.1月
自動車	日		24		燃料費含む	3日×8遺跡
消耗品	日		124		作業員使用	
機械損料	式		39		現場責任者使用機器	
現場責任者	人		39		R7測量主任技師	3日×7遺跡=21日 10日×1遺跡=10日 現地打合せ等:1日×8遺跡=8日 ※雨天の場合は整理作業支援を行う。
作業員	人		124			作業員:4人 3日×7遺跡=21日 10日×1遺跡=10日
小計						
諸経費	%					
合計						
消費税額	%					
業務価格						